第3章 FVC 構築に係る現地視察について 3.1 大田市場視察について

日時:平成29年3月7日 9:00~11:00

場所:大田市場

3月7日午前、アウン・トゥ大臣一行は、日本を代表する卸売市場の一つである東京都中央卸売市場大田市場を訪問した。

最初に、花き棟を訪問し、同施設の運営事業者の一つである株式会社大田花きの案内のもと、機械せりの状況や花の入荷状況等に関する説明とともに卸売市場の必要性に関する説明がなされた。

また、大田花きからは、ミャンマーにおける花き生産について説明がなされた。

これに対し、ミャンマー側からは日本への輸出の可能性に関する質疑が寄せられ、大田 花きから可能性は十分あるとの回答があった。



花きせりの様子視察(太田市場)



事業概要の説明(太田市場)

続いて、国内最大規模の野菜、果物の卸・仲卸市場を有する青果棟を視察した。この際、同行した原田氏から、卸売市場制度や具体的な代金決済の方法について説明がなされた。 その概要は以下のとおりであった。

・市場では、全国共通の農産物の規格を設定し、その規格に応じて取引が行われている。 このため、同じ規格に入っている入荷した農産物は、競りの際に、そのうち一つだけ見 せればよく、取引の合理化が図られている。 ・運搬用の容器は、段ボール箱だけでなく、プラスチックのコンテナも使用され、小売業 者がコンテナのまま店頭に並べられるようにして、流通の合理化を図っている。

その後、事務棟9階の会議室において、意見交換が実施された。意見交換では、冒頭石井大田市場長より挨拶がなされた後、業務課長より大田市場の概要の説明がなされた。

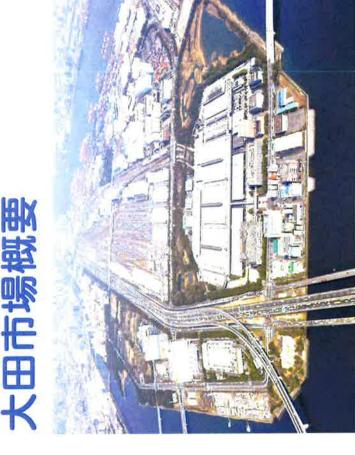
これに対し、ミャンマー側からは市場での代金決済の方法について質疑が寄せられ、原田氏から、同市場では、仲卸業者が組合を作り、それぞれの資金をプールして、資金繰りの厳しい業者も支払い遅延が起こらないように、そのプールした資金から、1週間以内に卸売業者に支払うように制度構築しているとの説明があった。



青果棟卸売場視察(太田市場)



意見交換 (太田市場)





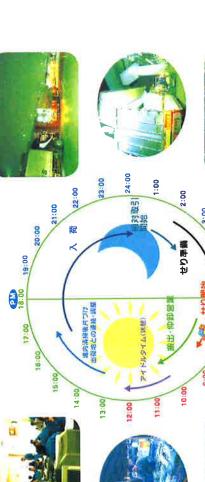
回びまがら

東京港野島公園

中央海浜大井埠頭 公園

周辺の風景……

《水産》5:40 《青果》6:50 《花き》切花 7:00 蘇物 7:30 セン開始時間



3.2 JA 全農青果センター視察について

日時:平成29年3月7日 14:00~15:30

場所: JA 全農青果センター(埼玉県戸田市美女木 1141)

3月7日午後、アウン・トゥ大臣一行は、JA全農青果センターを訪問した。 冒頭、JA全農青果センターの概要に関するビデオを上映後、牧口社長より JA全農青果センターの概要、歴史について説明がなされた。その概要は以下のとおりであった。

・日本の農産物流通は、1923年に卸売市場法が制定され、取引の透明化を図ることにより 流通の正常化を行おうとしたが、実際に流通の正常化、透明化ができたのは戦後になっ てからである。戦後まもなくは、卸売市場と八百屋等の小規模な小売業者のみが存在し、 卸売市場法が規定している流通のみで、青果物が円滑に流通していた。

しかしながら、1964年の東京五輪以降、米国からスーパーマーケットのシステムが日本に導入され、卸売市場だけでは流通が成立しなくなった。そこで、全農の市場外流通によるシステムの導入が必要になった。

・また、卸売市場法の他、野菜生産出荷安定法が制定され、価格が暴落した際に価格補填する制度が構築された。この制度は、政府が160億円、農協側が60億円を支出して基金を造成し、その基金から価格を補填するものである。種子代や肥料代程度は、この制度で補填されている。

その後、一行はJA 全農青果センターの施設を視察し、最後に意見交換が行われた。 アウン・トゥ大臣からは、農産物流通における問題にどのように対応してきたのかとい

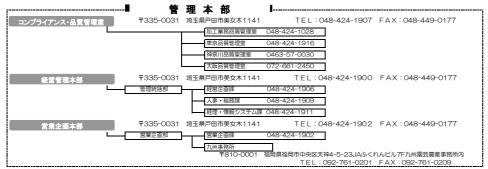
う我が国の経験に関する質疑がなされ、JA 全農青果センター側からは、卸売市場法による 農産物流通の透明化、円滑な流通の確立や、価格暴落時における補填制度等の説明がなさ れた。

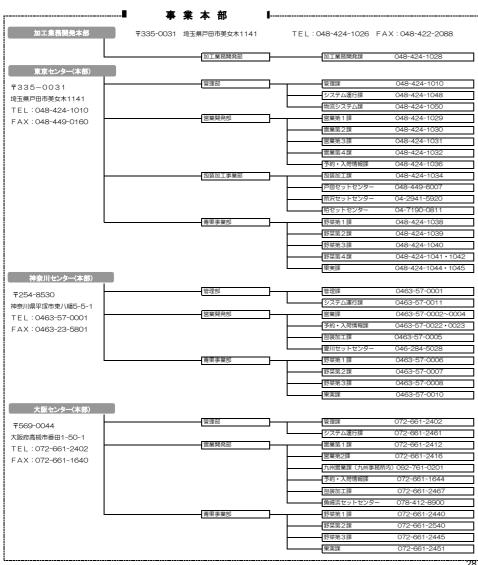


事業概要説明(JA 全農青果センター)



JA 全農青果センターの施設視察







●名称

JA全農青果センター株式会社

●主な事業内容

青果物の仕入・販売およびその加工品等の製造・販売、それに付帯する事業

●所在地

本 社:埼玉県戸田市美女木1141 営業企画本部:埼玉県戸田市美女木1141 加工業務開発本部:埼玉県戸田市美女木1141 東京センター:埼玉県戸田市美女木1141 神奈川センター:神奈川県平塚市東八幡5-5-1 大阪センター:大阪府高槻市番田1-50-1

●沿革

平成18年6月 1日 JA全農青果センター株式会社設立

平成18年9月 1日 全国農業協同組合連合会から園芸直販事業の移管を受け事業開始 平成24年2月23日 大和センターを平塚市に移転し、神奈川センターに改称して営業開始

平成25年4月 1日 JA全農青果サービス株式会社を合併

加工業務開発本部、大阪センター九州営業所設置

平成26年4月 1日 営業企画本部設置、九州営業所を営業企画本部に機構変更

●資本金

29億4千万円

●株主

全国農業協同組合連合会 株式会社全農ビジネスサポート

●従業員数 (平成28年7月1日現在)

401名 (内訳:正社員270名、受入出向者55名、嘱託社員76名)

●執行体制 (平成28年7月1日現在)

代表取締役社長	牧口	正則
専務取締役(経営全般)	金山	秀範
常務取締役(東京センター 場長)	渡邊	民生
常務取締役(営業企画本部 本部長)	小澤	誠一郎
取締役(大阪センター 場長)	細川	哲志
取締役(加工業務開発本部 本部長)	玉井	慎也
取締役(神奈川センター 場長)	河井	光晴
取締役(経営管理本部 本部長)	山﨑	初広
取締役(非常勤、全農常務理事)	岩城	晴哉
取締役(非常勤、(株)グリーンメッセージ専務取締役)	篠原	稔
監査役(常勤)	荒木	正四郎
監査役(非常勤、 全農監事)	濱田	達海
監査役(非常勤、 全農IT推進部 部長)	青山	優

●取引銀行

農林中央金庫、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行

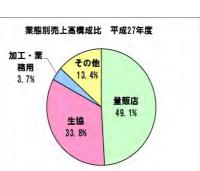
●会計監査人

有限責任 あずさ監査法人

●事業実績および計画

平成26年度実績: 1,530億円 平成27年度実績: 1,583億円 平成28年度計画: 1,620億円





業態別売上高(27年度実績)

※売上高には、全農からの事業移管前の実績も含まれる

※東京センター:昭和43年11月、大阪センター:昭和47年11月、神奈川センター:昭和48年8月大和センターとして開設。

主要品目の販売実績(27年度実績) 単位: 百万円(税抜)

	<u></u> ト マ	١	11,878
野菜	= = ≥ ā	ا ا	8,748
	胡	瓜	8,191
	キャベ	ツ	6,908
	たまね	ぎ	6,611
	馬鈴	薯	5,757
	レタ	ス	5,487
	人	参	4,217
	な	す	3,888
	ね	ぎ	3,809

	い ち	ľJ	6,399
実]	み か	ん	3,887
	ふじり	ンゴ	3,481
	す い	か	2,038
•	桃		1,547
•	キ ウ	イ	1,135
•	巨峰ぶ	どう	1,078
•	しぶ	柿	825
•	幸水	なし	762
	あ ま	柿	585

主要仕入実績(27年度実績) 単位:百万円(税抜)

	ホクレン	11,481
٤	全農茨城県本部	8,683
	全農群馬県本部	7,491
	熊本県経済連	6,846
	全農長野県本部	5,989
	全農長崎県本部	4,063
	愛知県経済連	3,930
	宮崎県経済連	3,893
	全農青森県本部	2,877
	全農千葉県本部	2,834

全農栃木県本部	2,836
全農青森県本部	2,601
全農山梨県本部	2,026
全農茨城県本部	1,681
全農山形県本部	1,561
全農福岡県本部	1,331
全農愛媛県本部	1,154
熊本県経済連	1,010
和歌山県農協連	1,004
全農長崎県本部	958

●主なお取引先 (販売先)

株式会社とりせん 株式会社阪食 株式会社ベイシア 株式会社ベルク マックスパリュ東海株式会社 株式会社マルエツ 株式会社丸広百貨店 株式会社万代 株式会社ヤオコー 有限会社ヤオヒロ 生活協同組合ユーコープ 株式会社ライフコーポレーション 株式会社ロック・フィールド

3.3 農林水産消費安全技術センター (FAMIC) 視察について

日時:平成29年3月8日 10:00~11:30 場所:JA全農青果センター(東京都小平市)

3月8日午前、アウン・トゥ大臣一行は、日本における農薬管理について学ぶため、農林水産消費安全センター(FAMIC)を訪問した。

冒頭、木村理事長から歓迎の挨拶がなされ、FAMICでは生産資材の安全性の確保と適正使用、食品の適正表示等により、食品の安全と消費者の信頼確保に貢献していること、農薬は食品の安定供給に不可欠な資材である一方、生理活性を有しているため、日本でも登録制度により適正に管理していることを紹介した。

続いて、FAMIC 担当者から FAMIC の業務と日本の農薬管理について説明がなされた。 その概要は以下のとおりであった。

- ・日本では農薬取締法により農薬の規制を実施しており、登録されていない農薬の製造、加工、輸入、使用を規制。登録期間は3年間であり、登録期間が過ぎれば再申請が必要である。
- ・農薬の使用に対しては、農薬の使用基準が定まっており、農業者もそれを遵守することが求められるとともに、登録されていない農薬は使用が禁止され、罰則が規定されている(個人では3年以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人では1億円以下の罰金)。
- ・農薬登録に当たっては、FAMICのほか、農林水産省、厚生労働省、環境省、食品安全委員会が関与し、リスクマネジメントやリスクアセスメントが行われている。

その後、一行は FAMIC のオフィスとラボを視察した。ミャンマー側からは、天敵の活用や試験のための圃場等について質問が寄せられ、FAMIC 担当者から説明が行われた。

最後に、会議室に戻り、質疑応答を行った。

ミャンマー側からは、農薬取締法の罰則の運用、農薬の登録審査期間、残留農薬の検査、 農薬製剤の分析方法、肥料としての農薬、バイオセーフティレベルに関する質疑が寄せられ、FAMIC からは農薬取締法の考え方、農薬の登録審査期間、同時多体分析法、肥料農薬、 食品安全委員会による毒性評価、ポジティブリスト制度等に関する説明がなされた。





事業概要の説明(FAMIC)

オフィス及びラボの視察 (FAMIC)